



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガシトゥエンティワン  
代 表 者 名 代表取締役社長 阿知羅 英夫  
(JASDAQ・コード 9029)  
問 い 合 わ せ 先 取締役常務執行役員 山田 佳夫  
(TEL : (06-6945-5611))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、6 月 24 日開催予定の第 87 期定時株主総会に下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 組織的かつ効率的な監査体制を構築するため、現行定款第 4 条を変更して監査役会を新設するとともに、第 5 章に監査役会の諸手続きについて所要の規定を設けるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」といいます。)から、株券の発行について定めた現行定款第 7 条を削除するとともに、現行定款第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 42 条、第 43 条について所要の変更を行うものであります。
- また、株券喪失登録簿は決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (3) 上記に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げ、字句の修正等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新 設) <u>3. 会計監査人</u>	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
}	}
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。  <u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</li> </ol>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>}</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>}</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>く</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>く</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

3. 効力発生日  
平成21年6月24日

以 上